
佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

第1回資料

—水道事業、下水道事業の概要について—

—今後のスケジュールについて—

令和6年6月26日

佐倉市 上下水道部 経営企画課

目次

1. 佐倉市水道事業の概要	2頁
2. 佐倉市下水道事業の概要	9頁
3. 人口と水量、水道料金・下水道使用料	13頁
4. 地方公営企業会計の仕組み	19頁
5. 水道事業・下水道事業の経営状況	21頁
6. 過去の懇話会における提言	28頁
7. 本懇話会のスケジュール案	31頁

1. 佐倉市水道事業の概要

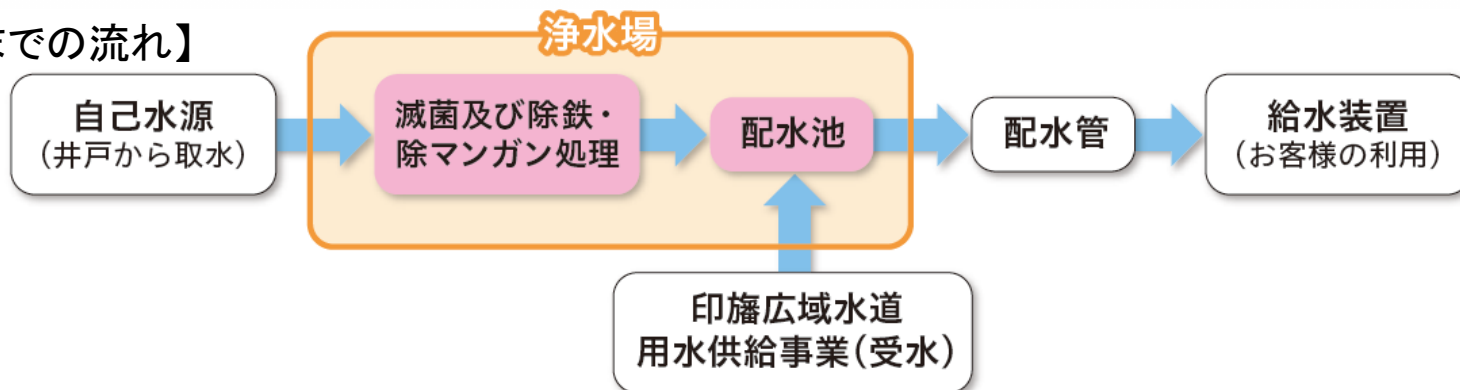
(1) 佐倉市水道事業の概要

ビジョンP3,4

佐倉市水道事業の概要(令和4年度末)	
事業創設認可年月日	昭和31年7月23日
供用開始年月日	昭和31年11月1日
行政区域内人口	171,037人
現在給水人口	162,401人（普及率 95.0%）

- 佐倉市の水道事業は、昭和31年の供用開始から67年経過しています。
- 令和4年度末時点で、行政区域内人口は171,037人に対して現在給水人口は162,401人で、水道事業の人口普及率(現在給水人口／行政区域内人口)は95.0%です。
- 佐倉市は自己水源(※1)として井戸(地下水)を保有するとともに印旛広域水道用水供給事業(※2)から受水も行っています。

【取水から給水までの流れ】

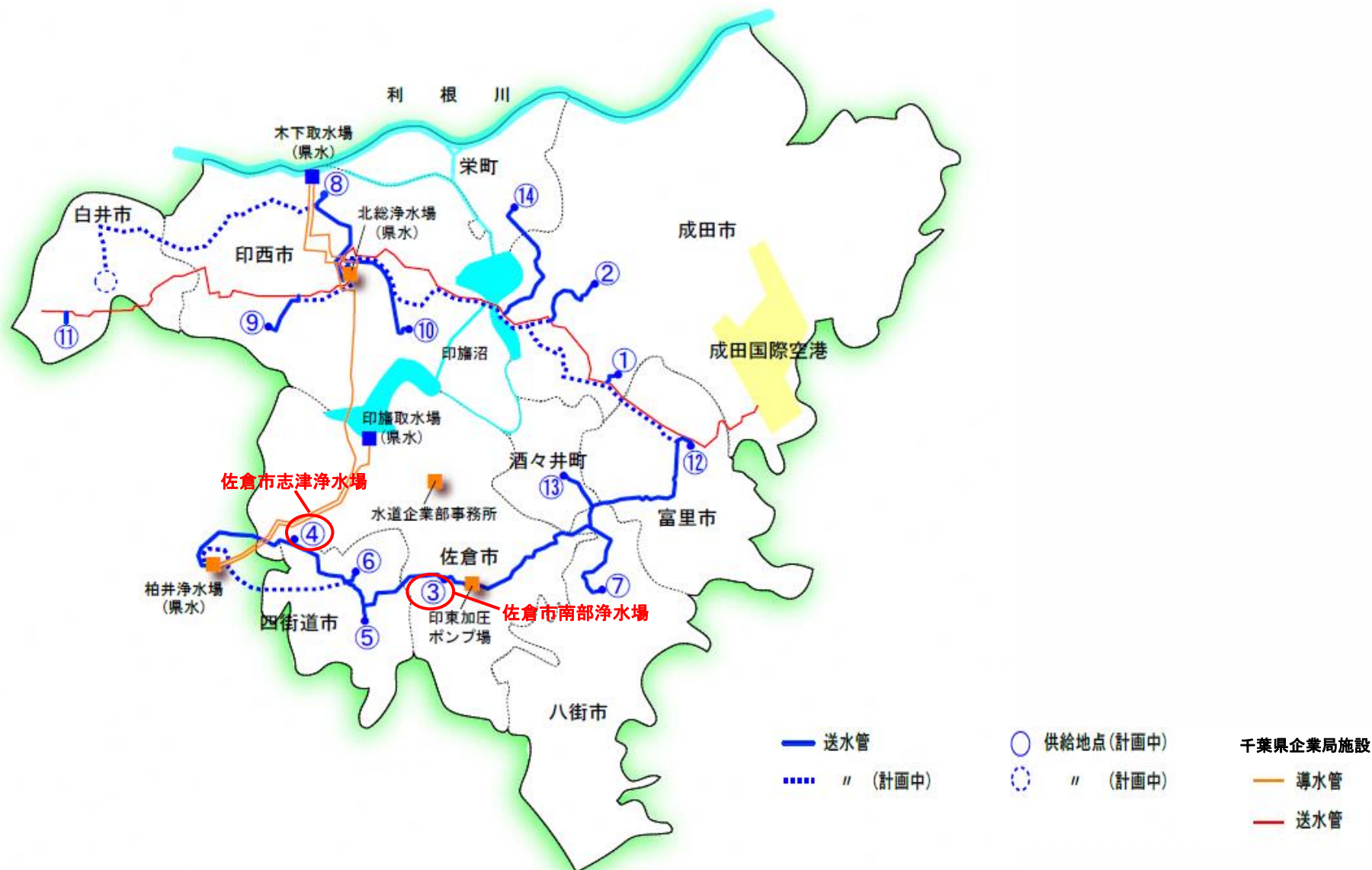


※1: 当市の井戸の一部は、千葉県環境保全条例に基づき、暫定的に使用を許可された井戸(後述)となっていますが、井戸自体は全て当市の保有資産であることから、本資料では、自己水源と表記しています。

※2: 印旛広域水道用水供給事業は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町の印旛地域9市町に水道用水を供給している水の卸売り事業者で、このような用水供給事業者から水を購入することを受水といいます。

(2) 印旛広域水道 送水系統図

ビジョンP4

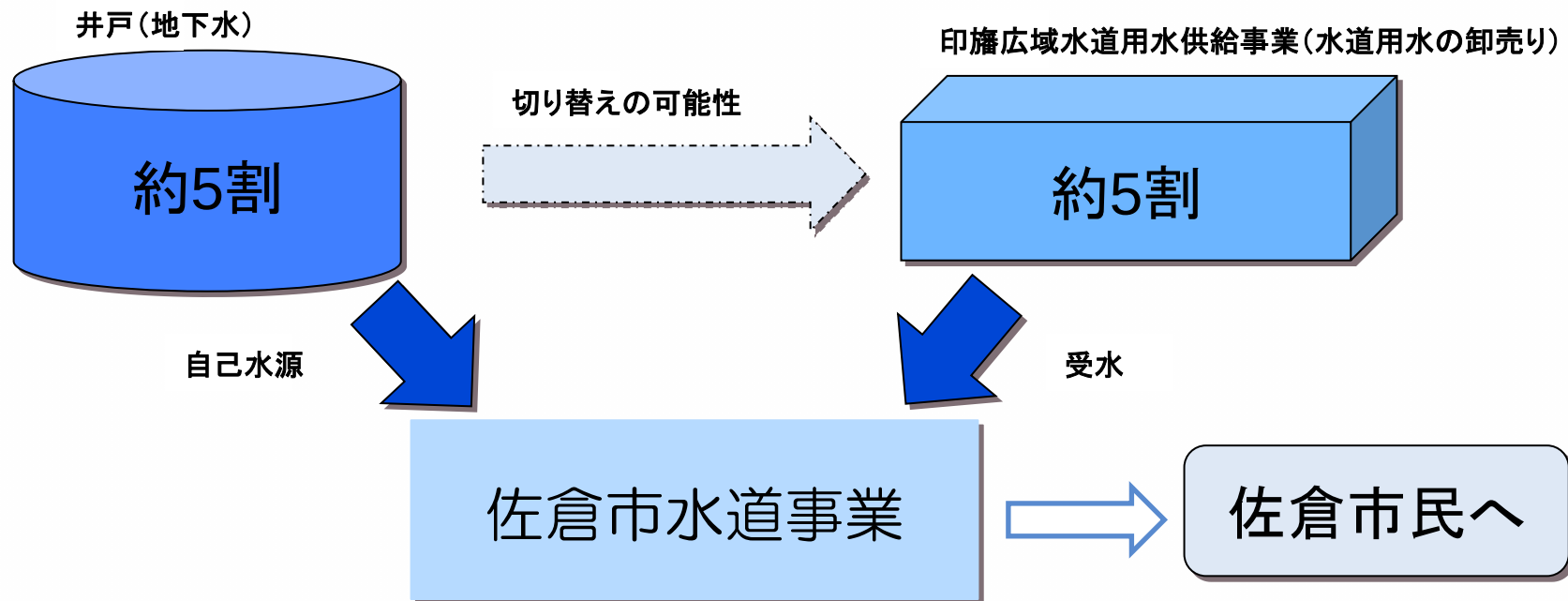


(3) 佐倉市水道事業の水源状況

佐倉市水道事業における自己水源と受水

- 佐倉市水道事業は、令和4年度末では、32本の井戸(地下水)を保有するとともに、印旛広域水道用水供給事業から受水も行っています。水道水の割合は、約5割が地下水、残りの5割程が受水です。
- 今後は、地下水の一部を受水に切り替える可能性があります。
- 地下水を受水に切り替えた場合には、受水に係るコスト(受水費)が増加することとなります。現状、受水費は**本来的な事業活動に係る費用の4割程度**を占めており、この増加は将来的に経営を圧迫する一要因となるものと想定されます。

佐倉市水道事業の水道水



(4) 参画するダム事業

ビジョンP5

- 表流水は利根川水系のもので、水源は、奈良俣ダム(平成2年完成)、ハッ場ダム(令和2年完成)です。現在、霞ヶ浦導水は建設中(令和12年度完成予定)です。



(出典) 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所「霞ヶ浦導水事業の概要」を一部修正
<http://www.ktr.mlit.go.jp/dousui/index0001.html>

(5) ダム事業への参画と地下水から受水への切り替え

佐倉市は、なぜダム事業に参画するのか。なぜ地下水から受水へ切り替えるのか？

- 千葉県では、地盤沈下対策として千葉県環境保全条例に基づき、井戸の本数や汲み上げ量等を制限しています。
→これを地下水採取規制といいます。
- 当市を含む印旛地域は、昭和49年から全域が規制区域に指定され、水道事業については、他の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、地下水の利用が認められている状況です。
- 従って、当市は、地下水の利用に制限があり、地下水に替わる水源を確保しなければならないことが、ダム事業に参画する理由です。
- 当市は、このようなことから奈良俣ダム(平成2年完成)やハッ場ダム(令和2年完成)、そして霞ヶ浦導水事業(令和12年度末完成予定)に参画しています。

佐倉市が保有する井戸

- 佐倉市水道事業は、令和4年度末では、32本の井戸を保有しています。
- このうち24本の井戸は、千葉県環境保全条例に基づき、ハッ場ダムや霞ヶ浦導水の完成に伴い、他の水源が確保された場合、廃止することを条件に暫定的に許可された井戸となっています。(いわゆる暫定井戸)
- 残り8本は、現在の千葉県環境保全条例の前身となる千葉県公害防止条例による昭和49年の規制以前から使用していた井戸で暫定井戸と異なり、代替水源の供給に伴う転換といった条件は付されていません。

ハッ場ダムの完成(令和2年3月末)による影響

- 令和2年3月末にハッ場ダムが完成しました。これにより当市の令和2年度の受水量は、令和元年度の1日当たり19,500立方メートルから24,500立方メートルに増加しました。

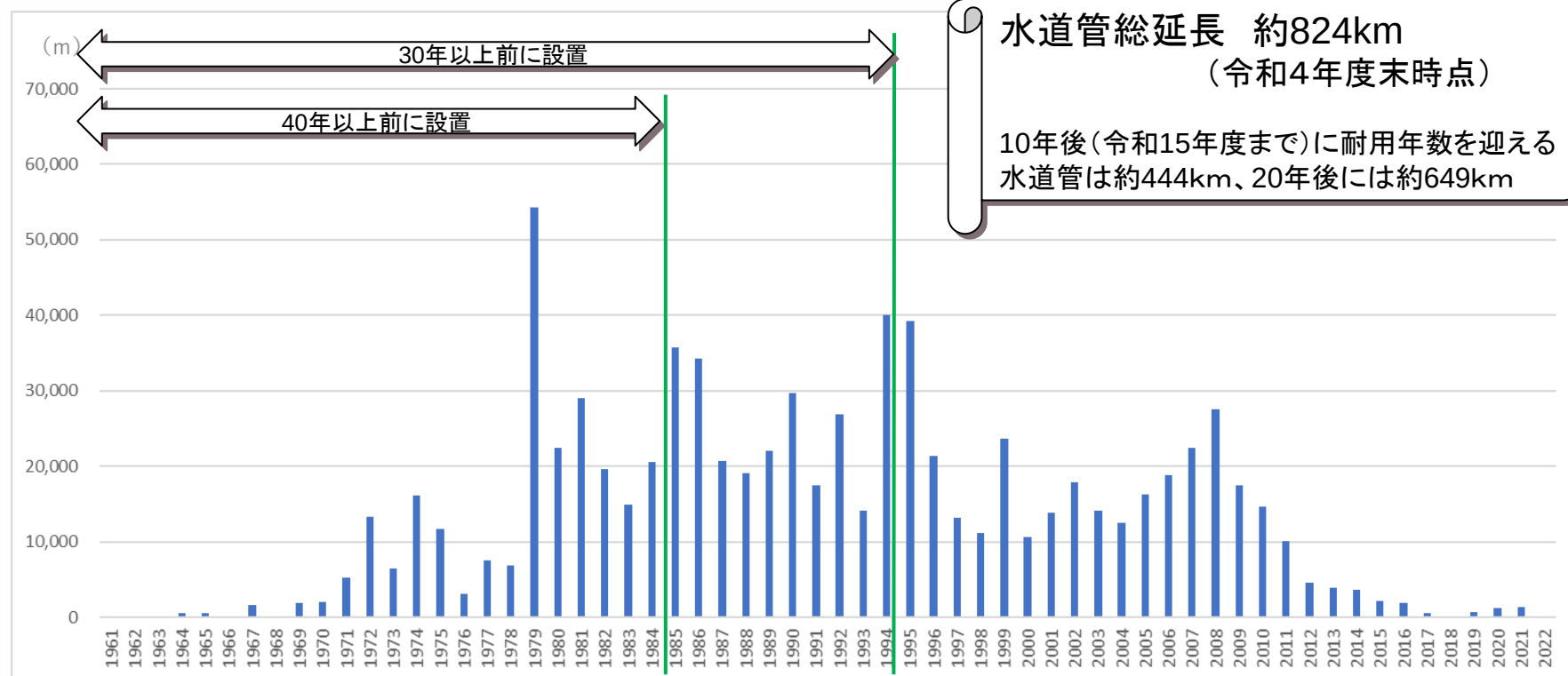
(6) 水道施設の老朽化(水道管の管路延長)

ビジョンP14

水道施設の老朽化

- 佐倉市水道事業の管路の布設年度別延長についてみると、最も古い管路は1961年(昭和36年)から設置されており、1979年(昭和54年)に最も多くの管路が設置されています。
- 水道施設の耐用年数を40年と仮定した場合、今後は更新投資が必要となる施設が増加していくものと見込まれます。

佐倉市水道の管路延長



2. 佐倉市下水道事業の概要

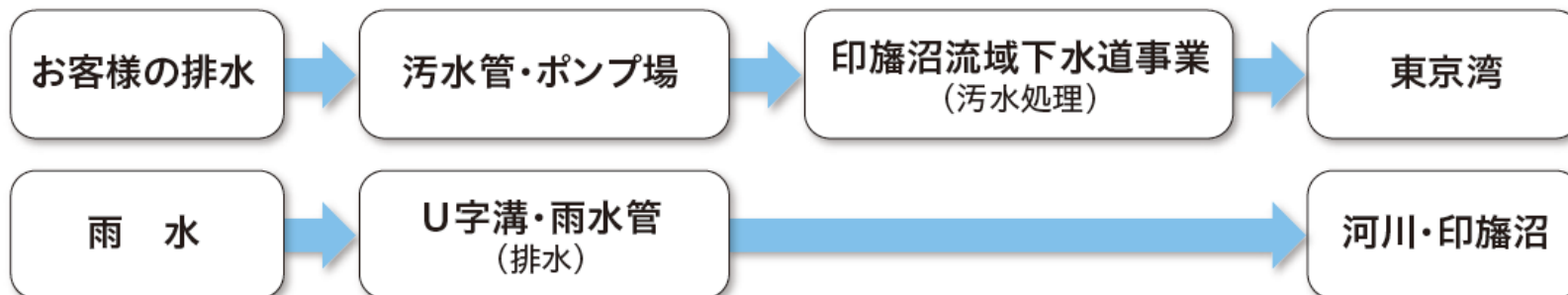
(1) 佐倉市下水道事業の概要

ビジョンP6,7

佐倉市下水道事業の概要(令和4年度末)	
建設事業開始年月日	昭和41年11月1日
供用開始年月日	昭和42年6月27日
排除方式	分流式
行政区域内人口	171,037人
現在処理区域内人口	159,015人（普及率 93.0%）
水洗便所設置済人口	156,379人（水洗化率 98.3%）

- 佐倉市の下水道事業は、昭和41年の建設事業開始され、平成3年の市街化区域整備完了から32年経過しています。印旛沼流域下水道に接続し、終末下水処理を委託しています。（流域下水道事業とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有する事業をいいます。）
- 令和4年度末時点で、行政区域内人口は171,037人に対して現在処理区域内人口は159,015人で、下水道事業の人口普及率（現在処理区域内人口／行政区域内人口）は93.0%です。また、水洗便所設置済人口は155,414人で、水洗化率（水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口）は98.3%に達しています。

【排水から処理までの流れ】



(2) 佐倉市下水道事業における終末処理

佐倉市下水道事業における終末処理

- 佐倉市の下水道事業は、流域下水道に接続し、終末下水処理を委託しています。流域下水道事業とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有する事業を示します。つまり、汚水を処理するための処理施設はもたず、広域的に汚水処理をしています。
- 汚水の処理は、接続先の流域下水道事業である「印旛沼流域下水道」によって行われており、処理に係る費用として「流域下水道維持管理運営負担金」を支払っています。流域下水道維持管理運営費は、**本来的な事業活動に係る費用の6割程度**を占めており、市単独で削減することが困難である費用です。



ビジョンP6,7

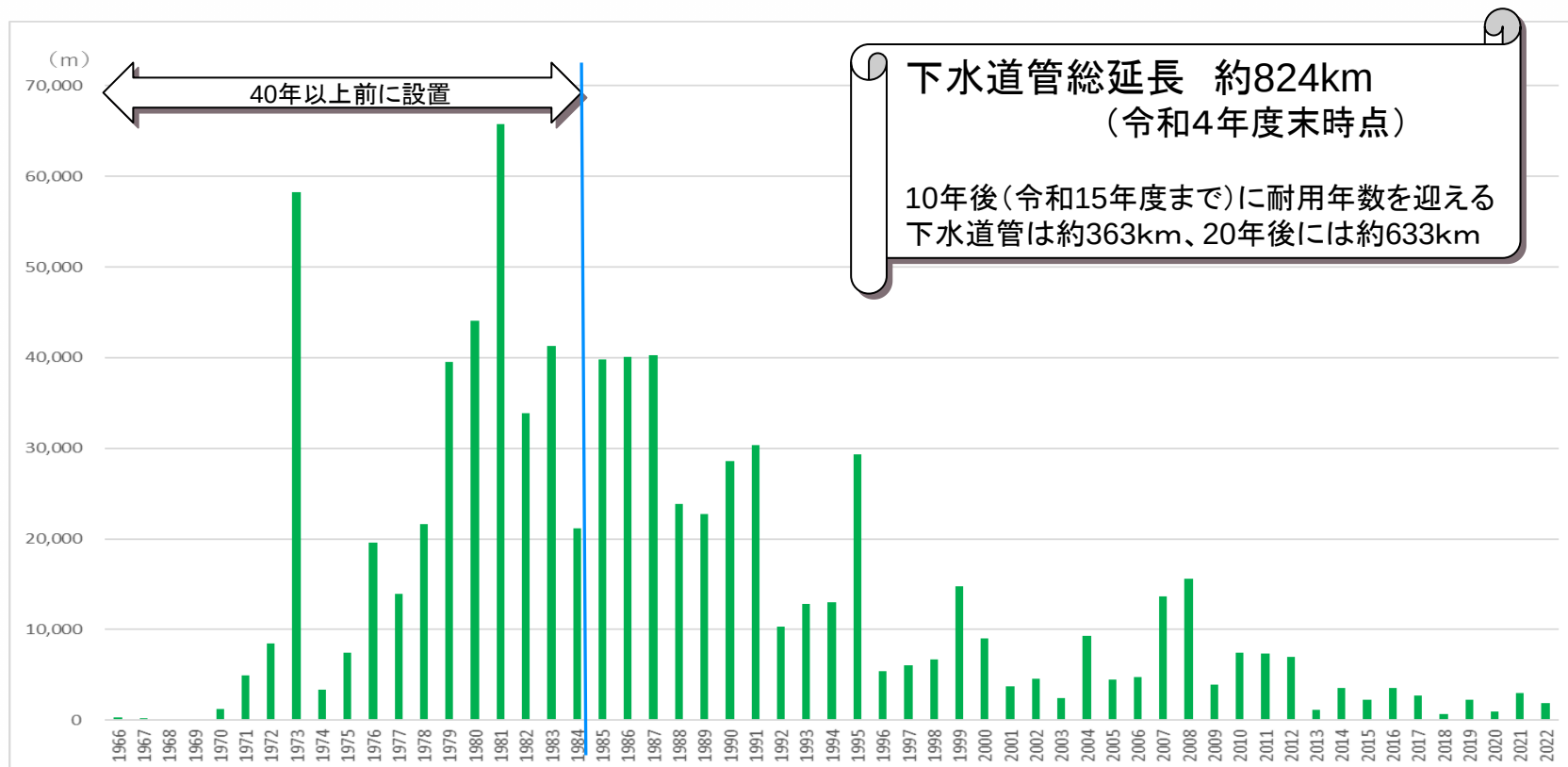
(4) 下水道施設の老朽化(下水道管の管路延長)

ビジョンP14

下水道施設の老朽化

- 佐倉市下水道事業の管渠(雨水と汚水の合計)の延長状況についてみると、最も古い管渠は1967年(昭和42年)から設置されており、1981年(昭和56年)に最も多くの管路が設置されています。
- 下水道施設の耐用年数を50年と仮定した場合、今後は更新投資が必要となる施設が増加していくものと見込まれます。

佐倉市下水道の管路延長



3. 人口と水量、水道料金、下水道使用料

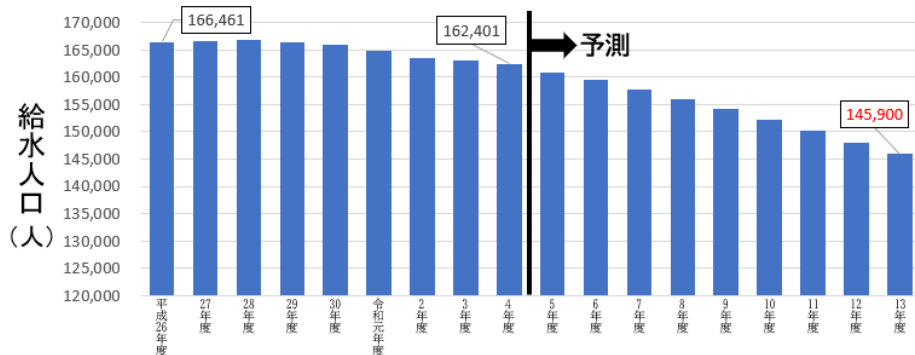
(1) 人口と水量の今後の予測

ビジョンP27

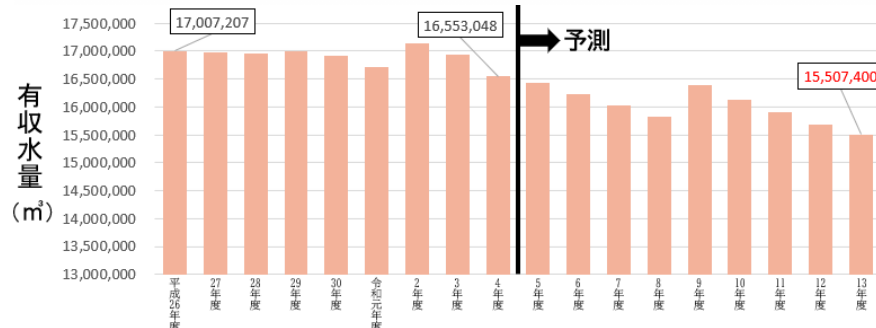
人口と水量の今後の予測

- 佐倉市の行政区域内人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続いていくものと想定されます。人口が減少していくことで上下水道の利用者が減少し、その結果有収水量も減少していくことが想定されます。
- 人口減少は全国の地方部で共通してみられる傾向であり、有収水量の減少についても大口需要家の撤退など外部環境に左右されます。そのため、佐倉市がそれらの減少傾向に歯止めをかけるのは難しいものと考えられます。ゆえに、人口と有収水量は今後も減少していくものと想定され、給水収益や下水道使用料収入も減少傾向が続いていくものと想定されます。
- 人口は減少傾向ですが、核家族化の進行などにより、給水件数は増加傾向が続いています。

佐倉市における給水人口の予測



佐倉市における有収水量の予測(水道事業)



(4) 県内自治体間における水道料金の比較 1ヶ月20m³使用

■ 下図は、水道料金の県内自治体間における比較です。一般的な口径20ミリで1ヶ月に20m³使用したケースです。

県内水道事業体料金比較

令和6年4月1日現在（税込）

条件：口径20mm、1ヶ月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	習志野市	2,629	元.10.1
2	四街道市	2,640	元.10.1
3	松戸市	2,761	元.10.1
4	我孫子市	2,882	元.10.1
5	流山市	3,080	元12.1検針以降
6	八千代市	3,102	元.10.1
7	柏市	3,124	元.10.1
8	野田市	3,190	元.10.1
9	千葉県	3,250	元.10.1
〃	千葉市	3,250	元.10.1
〃	市原市	3,250	元.10.1
12	成田市	3,322	元.10.1
13	銚子市	3,531	元.10.1
14	酒々井町	3,630	元.10.1
15	佐倉市	3,770	4.4.1
16	長生郡市広域(組)	3,943	元.10.1
17	いすみ市	4,048	元.10.1
18	長門川水道(企)	4,180	元.10.1
19	白井市	4,196	2. 4.1
20	木更津市(かずさ)	4,290	元.10.1
〃	印西市(印西地区)	4,290	元.10.1
〃	富里市	4,290	元.10.1
〃	多古町	4,290	元.10.1

条件：口径20mm、1ヶ月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
24	八街市	4,337	元.10.1
25	神崎町	4,400	元.10.1
26	袖ヶ浦市(かずさ)	4,455	6.4.1
27	八咫水道(企)	4,532	元.10.1
28	東庄町	4,620	元11.検針より
〃	旭市	4,620	元.10.1
30	香取市	4,730	元.10.1
31	南房総市	4,814	元.10.1
〃	三芳水道(企)	4,814	元.10.1
33	鴨川市	4,829	元.10.1
34	御宿町	4,840	元.10.1
35	山武市	4,895	元.10.1
36	勝浦市	4,928	4.4.1
37	鋸南町	5,071	元.10.1
38	大多喜町	5,093	元.10.1
39	君津市(かずさ)	5,253	6.4.1
40	山武郡市広域水道(企)	5,318	元.10.1
41	かずさ(富津市)	5,500	元.10.1

元.10.1消費税10%改定

千葉県平均	4,097.2
全国平均	統計数値なし
東京都	2,816

(4-2) 県内自治体間における水道料金の比較 1ヶ月30m³使用

- 前頁に続き、水道料金の県内自治体間における比較です。口径20ミリで1ヶ月に30m³使用したケースです。

県内水道事業体料金比較

令和6年4月1日現在（税込）

条件：口径20mm、1ヶ月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	習志野市	3,707	元.10.1
2	四街道市	4,235	元.10.1
3	八千代市	4,807	元.10.1
4	柏市	4,829	元.10.1
5	我孫子市	4,961	元.10.1
6	野田市	5,170	元.10.1
7	流山市	5,280	元12.1検針以降
8	松戸市	5,401	元.10.1
9	酒々井町	5,665	元.10.1
10	銚子市	5,676	元.10.1
11	佐倉市	5,750	4.4.1
12	千葉県	5,940	元.10.1
〃	千葉市	5,940	元.10.1
〃	市原市	5,940	元.10.1
15	成田市	6,006	元.10.1
16	いすみ市	6,138	元.10.1
17	長生郡市広域(組)	6,143	元.10.1
18	印西市(印西地区)	6,270	元.10.1
19	富里市	6,380	元.10.1
20	長門川水道(企)	6,380	元.10.1
21	多古町	6,380	元.10.1
22	木更津市	6,545	元.10.1
23	神崎町	6,600	元.10.1

条件：口径20mm、1ヶ月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
24	八咫水道(企)	6,798	元.10.1
25	袖ヶ浦市(かずさ)	6,831	6.4.1
26	八街市	6,847	元.10.1
27	山武市	6,875	元.10.1
28	東庄町	6,930	元11.検針より
29	旭市	6,930	元.10.1
30	香取市	7,150	元.10.1
31	御宿町	7,150	元.10.1
32	白井市	7,232	2.4.1
33	南房総市	7,465	元.10.1
〃	三芳水道(企)	7,465	元.10.1
35	鴨川市	7,579	元.10.1
36	山武郡市広域水道(企)	7,683	元.10.1
37	大多喜町	8,008	元.10.1
38	富津市	8,140	元.10.1
39	君津市(かずさ)	8,212	6.4.1
40	勝浦市	8,338	4.4.1
41	鋸南町	8,778	元.10.1

元.10.1消費税10%改定

千葉県平均	6,453
全国平均	統計数値なし
東京都	4,609

(5) 県内自治体間における下水道使用料の比較 1ヶ月20m³使用

■ 下図は、下水道使用料の県内自治体間における比較です。1ヶ月に20m³使用したケースです。

県内市町村下水道使用料比較

令和6年4月1日現在（税込）

条件：1月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	浦安市	1,848	元・10.1
2	成田市	1,980	元・10.1
3	八千代市	2,101	元・10.1
4	千葉市	2,141	6.4.1
5	市原市	2,145	元・10.1
6	印西市	2,178	元・10.1
7	習志野市	2,192	元・10.1
8	流山市	2,200	元・10.1
〃	白井市	2,200	元・10.1
10	船橋市	2,211	2.7.1
11	酒々井町	2,266	元・10.1
12	野田市	2,310	元・10.1
〃	富里市	2,310	元・10.1
14	袖ヶ浦市	2,344	元・10.1
15	柏市	2,357	元・10.1
16	長生村	2,420	元・10.1
17	我孫子市	2,453	4.4.1
18	松戸市	2,468	元・10.1
19	佐倉市	2,472	元・10.1
20	香取市	2,530	元・10.1
〃	栄町	2,530	元・10.1

条件：1月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
22	木更津市	2,552	元・10.1
23	四街道市	2,574	5.4.1
24	館山市	2,660	元・10.1
25	市川市	2,634	5.4.1
26	鎌ヶ谷市	2,698	元・10.1
27	東金市	2,714	元・10.1
28	君津富津広域下水道組合	2,750	元・10.1
〃	旭市	2,750	元・10.1
〃	八街市	2,750	元・10.1
31	銚子市	3,003	元・10.1
32	茂原市	3,080	元・10.1
33	芝山町	3,300	元・10.1
34	大網白里市	3,630	4.4.1

元・10.1消費税10%改定

千葉県平均	2,492.7
全国平均	統計数値なし
東京都	2,068

(5-2) 県内自治体間における下水道使用料の比較 1ヶ月30m³使用

■ 下図は、下水道使用料の県内自治体間における比較です。1ヶ月に30m³使用したケースです。

県内市町村下水道使用料比較

令和6年4月1日現在（税込）

条件：1月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	浦安市	2,970	元.10.1
2	成田市	3,190	元.10.1
3	印西市	3,498	元.10.1
4	八千代市	3,564	元.10.1
5	白井市	3,630	元.10.1
6	市原市	3,674	元.10.1
7	流山市	3,685	元.10.1
8	富里市	3,740	元.10.1
9	酒々井町	3,751	元.10.1
10	野田市	3,795	元.10.1
11	袖ヶ浦市	3,829	元.10.1
12	柏市	3,853	元.10.1
13	習志野市	3,892	元.10.1
14	我孫子市	3,894	4.4.1
15	千葉市	3,912	6.4.1
16	木更津市	3,960	元.10.1
〃	栄町	3,960	元.10.1
〃	長生村	3,960	元.10.1
19	佐倉市	4,001	元.10.1
20	船橋市	4,026	2.7.1

条件：1月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
21	四街道市	4,114	5.4.1
22	館山市	4,170	元.10.1
23	香取市	4,180	元.10.1
24	松戸市	4,250	元.10.1
25	東金市	4,287	元.10.1
26	旭市	4,290	元.10.1
27	八街市	4,400	元.10.1
〃	芝山町	4,400	元.10.1
29	市川市	4,471	5.4.1
30	君津富津広域下水道組合	4,510	元.10.1
31	銚子市	4,719	元.10.1
32	鎌ヶ谷市	4,843	元.10.1
33	茂原市	4,950	元.10.1
34	大網白里市	5,610	4.4.1

元.10.1消費税10%改定

千葉県平均	4,058.2
全国平均	統計数値なし
東京都	3,608

4. 地方公営企業会計の仕組み

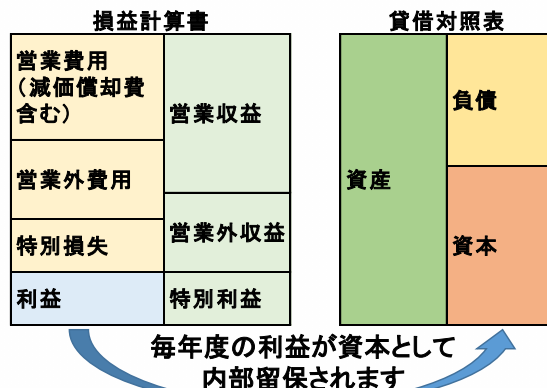
(1) 地方公営企業会計の概観

- 水道事業・下水道事業は、一般会計とは異なる会計制度(地方公営企業法)となっています。佐倉市下水道事業においては、平成26年4月から地方公営企業法が適用されています。
- 一般会計や地方公営企業法を適用していない特別会計には、官庁会計方式が適用されます。官庁会計方式においては、現金主義を採用しており、現金収支に基づき会計処理を行っています。
- 地方公営企業を適用している場合には、企業会計方式が適用されます。企業会計方式においては発生主義を採用しており、現金収支にかかわらず発生の事実に基づき会計処理を行っています(減価償却費など非現金費用が計上されます)。
- 企業会計方式では、主に損益計算書と貸借対照表を用いて行っています。今後の財政の見通しなどについては、これらの財務諸表を基に、民間企業の分析に則した手法で診断を行います。

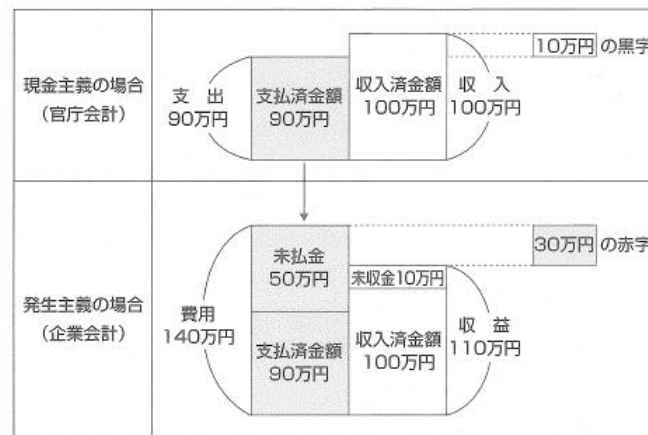
官庁会計方式(現金主義)



企業会計方式(発生主義)



現金主義と発生主義の比較



(出典) 地方公営企業制度研究会「やさしい公営企業会計」より抜粋

5. 水道事業・下水道事業の経営状況

(1) 水道事業 純利益の推移

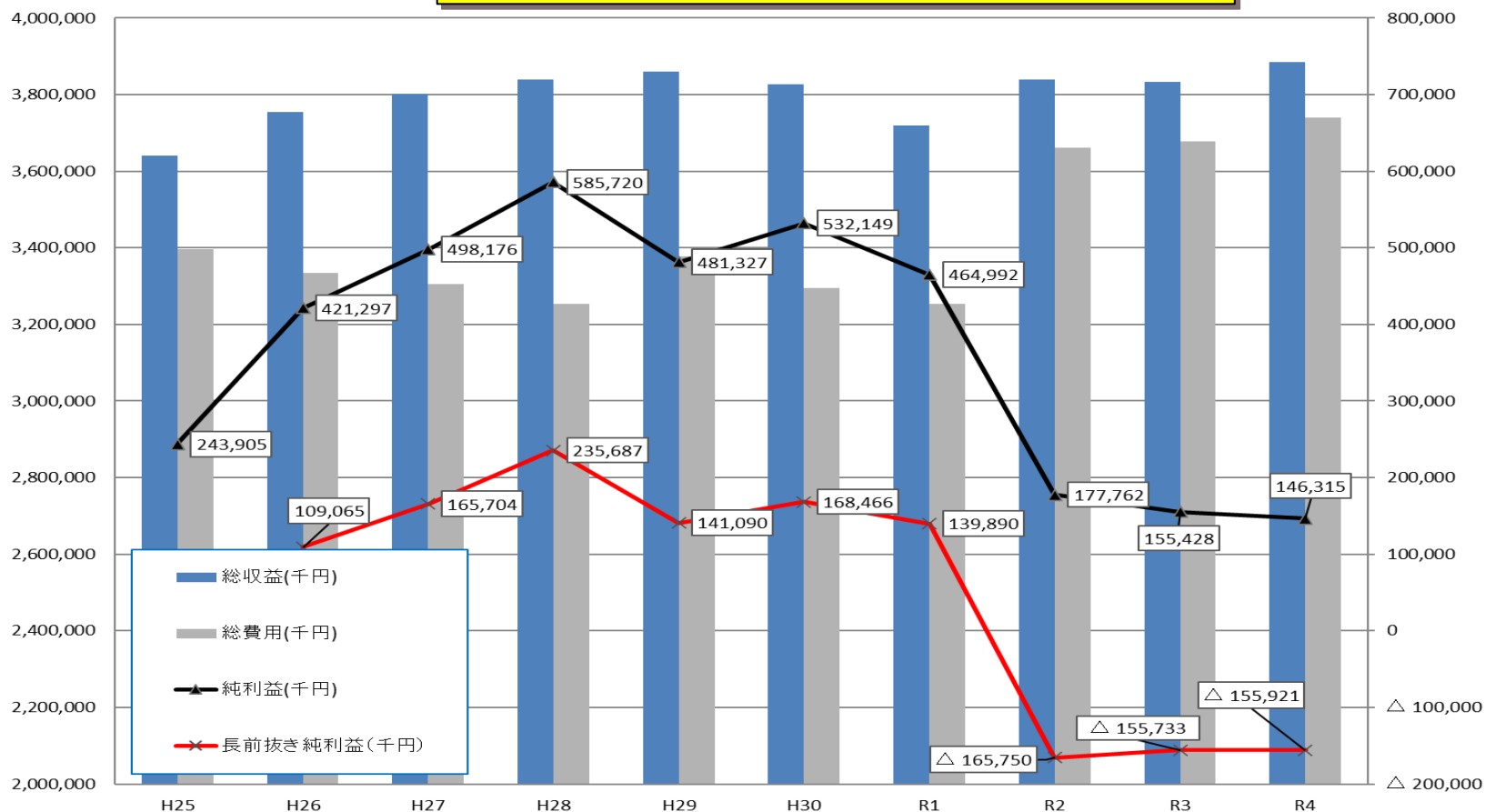
- 純利益の黒い線・・長期前受金戻入(現金の裏づけのない会計処理上の収入)を含めた利益→全国ルール(総務省基準)
- 純利益の赤い線・・長期前受金戻入を含まない利益→佐倉市の独自ルール(佐倉市基準)



収益/費用(千円)

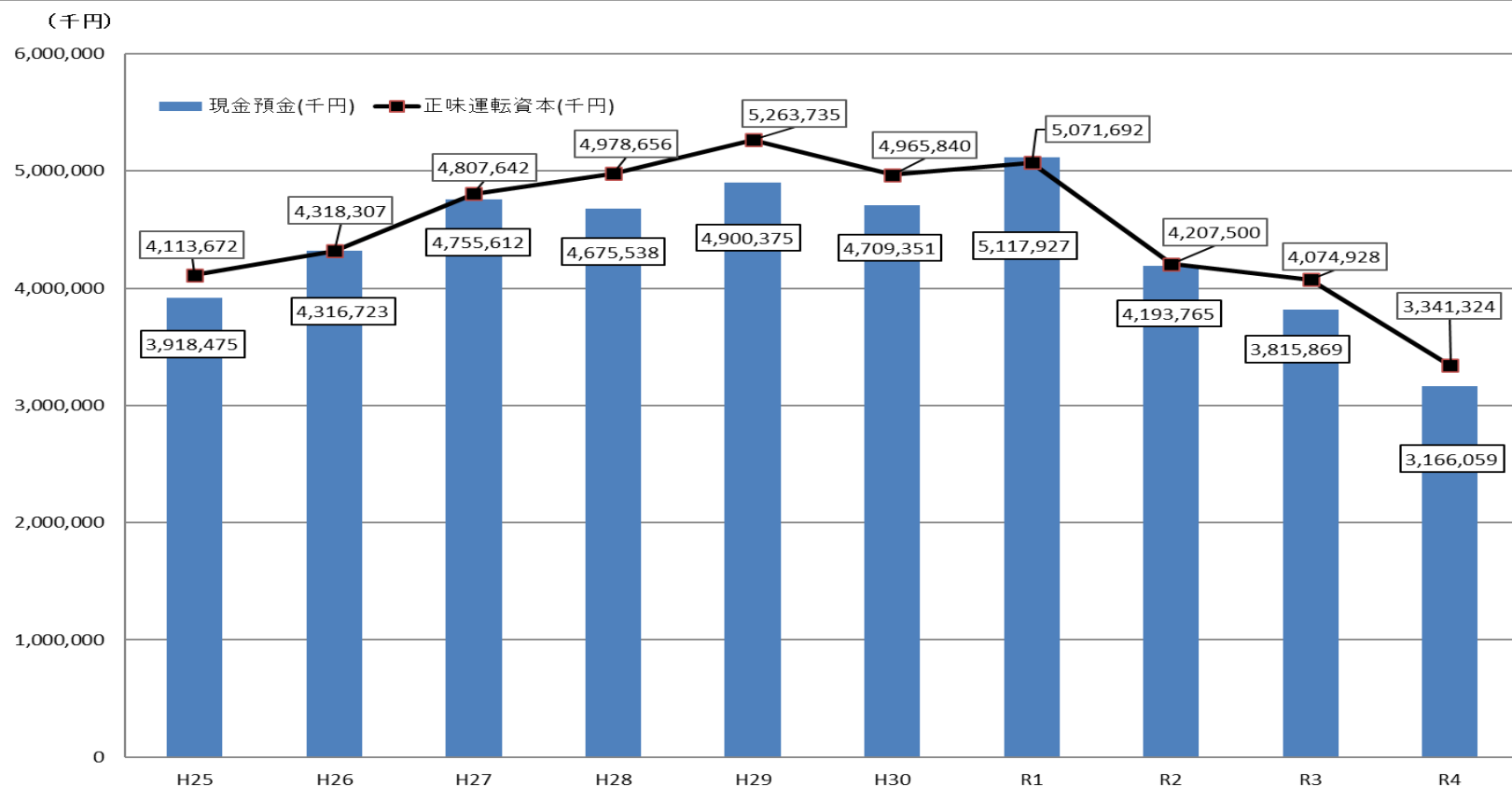
佐倉市では、総務省基準とは別に、別途佐倉市基準を定め、経営実態をより厳しく評価しています。

純利益(千円)



(2) 水道事業 現預金の推移

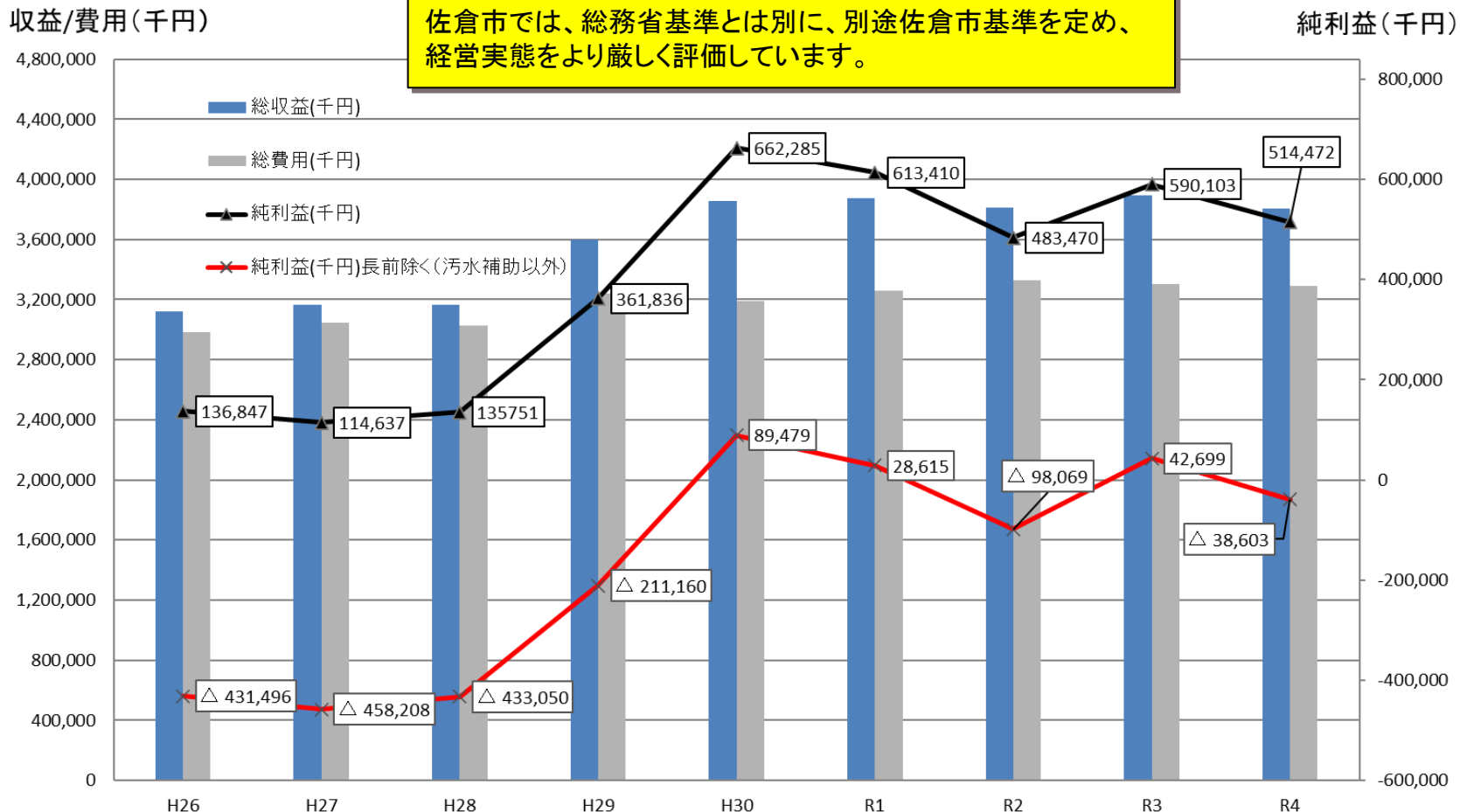
- 現金預金は減少傾向にあり、水道管耐震化の費用の増加や令和2年度より受水費の増加等により減少傾向に転じております。
- 正味運転資本とは流動資産(未収金等を含む)と流動負債(未払金等を含む)との差額のことで、増加していれば資金繰りは良好であり、減少していれば資金繰りは悪化していると判断されます。



(3) 下水道事業 純利益の推移

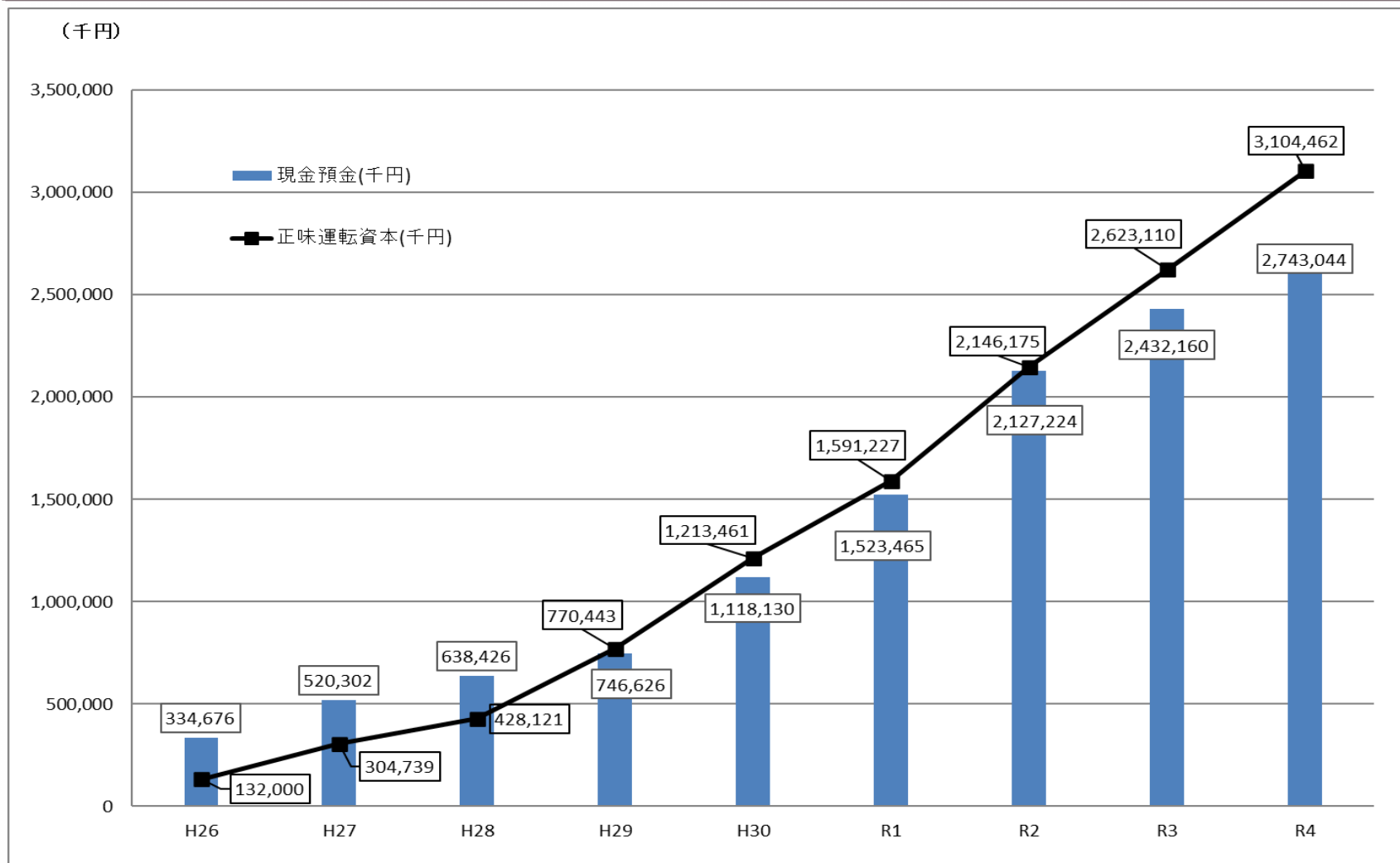
- 純利益の黒い線・長期前受金戻入(現金の裏づけのない会計処理上の収入)を含めた利益→全国ルール(総務省基準)
- 純利益の赤い線・長期前受金戻入を含まない利益→佐倉市の独自ルール(佐倉市基準)

佐倉市では、総務省基準とは別に、別途佐倉市基準を定め、経営実態をより厳しく評価しています。



(4) 下水道事業 現預金の推移

■ 現金預金及び正味運転資本は平成29年7月の使用料率改定以降、増加し、現時点においては安定傾向にあります。



(5) 水道・下水道事業の独立採算制と一般会計との関係について

独立採算の原則

- 経費負担の原則：地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。
(地方公営企業法第十七条の二 2)
- 水道の供給、下水道処理に関する経費は「適正な料金」で賄うことが原則であり、独立採算が維持できている状態が求められます。

佐倉市水道事業、下水道事業の繰入金の状況

- 公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計から繰入(負担・補助等)を行っている場合があります。その運用上の基準としては、総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計が負担等すべき経費や基準等が示されている。
- 佐倉市では、総務省から示されている一般会計が負担等すべき経費について、全額、水道・下水道事業に対して繰出金(例：水道事業は、消火栓等に要する経費など、下水道事業では雨水処理に要する経費など)として支出しているが、赤字に対する補てんは行っていない。
- 一般会計の財政状況としては、令和4年度決算での地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数は0.89、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.6%となっており、財政の硬直化が見られる状況である。また、社会保障関連経費が増加傾向にあるほか、公共施設等の老朽化対策など、支出圧力は引き続き上昇傾向にあることから、財政当局からは、総務省の基準以上の繰り出し金を支出する余力はないとされている。

(6) 経営状況のまとめ

佐倉市水道事業の経営状況

- 水道事業は、平成13年の料金改定以来(消費税を除く)、黒字経営を維持し、令和元年度決算では約50億円の現預金を保有するなど、安定経営を維持していましたが、令和2年3月にハッ場ダムが完成し、このことにより令和2年度より受水量が増加しました。この影響から、実質的な利益も無くなり、経営環境は、黒字経営から赤字経営へ移行しました。
- 令和4年度決算では、令和4年4月1日に料金改定をしたものの、総務省基準で約1.5億円の純利益の計上。より厳しい佐倉市基準においては約1.5億円の赤字となっています。(1.5億から現金の裏付けのない長期前受金戻入(3億)を差し引いたもの)
- 【まとめ】令和2年度以降、単年度収支では、大幅な赤字体質に転落しました。令和4年度に料金改定をしたものの、動力費などの費用の増加や、コロナ禍の一時的な水需要の増加も解消し、実施的な赤字体質を解消していません。また、建設事業において水道管の基幹管路の耐震化に多額の費用が必要なことや、今後、霞ヶ浦導水を見据えた大規模な施設整備が見込まれており、企業債の借入等資金の調達が必要とされています。

佐倉市下水道事業の経営状況

- 下水道事業は、平成29年7月に33.1%の値上げを実施し、これにより経営状況は改善しました。現状では安定経営を継続していると考えています。
- 令和4年度決算では、約5億円の純利益を計上しましたが、より厳しい佐倉市基準でみると利益は減少傾向です。
- 管路等の更新事業について、国の補助制度が主に下水道管の入れ替えを行うもの(長寿命化計画)から、点検や修繕など追加したもの(ストックマネジメント計画)に変更されことから、工事費が平準化され一時的に現金が留保されている状況です。今後、中継ポンプ場の耐震化など多額の資金が必要な事業が見込まれております。
- 【まとめ】単年度収支では、利益は減少傾向ですが、現状約27億円の現預金を保有する中で、今後の事業計画の事業費を考量した上でも、当面の経営体力は保持しているものと考えています。

6. 過去の懇話会における提言

(6)過去の懇話会における提言 ①平成27年度

「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言

【提言の概要】

- 水道事業については、水需要の減少や施設の老朽化・耐震化対策、またハッ場ダム等の完成による受水量の変動など、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、受水量及び受水費の変動については、未確定な要素があることや現在（平成27年度当時）の経営状況などを総合的に勘案した結果、現時点（平成27年度当時）の水道料金の改定は見送るべきである。ただし、ビジョン期間中において、ハッ場ダム等の完成により受水量及び受水費が確定し、経営状況に影響がある場合、適時適正な水道料金の改定が必要である。
- 下水道事業については、平成 26 年度からの地方公営企業法の適用（企業会計方式の導入）により総括原価が明確化され、併せて、ビジョン策定に際して実施された下水道事業の経営診断や財政推計結果から、早急な下水道使用料改定が必要である。企業会計へ移行した下水道事業経営の健全性や持続性、使用料改定後の県内事業体との比較、更には水道料金との兼ね合いなど総合的に検討した結果、事務局より提示された改定パターンのうち平均改定率 33.4%を基本的な改定水準の考え方とすることは、やむを得ない。

提言を踏まえ下水道料金を33.1%値上げしました。

- 平成28年2月の提言後、市民説明会等を踏まえ、平成28年11月議会において「佐倉市下水道条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、平成29年7月1日から適用されています。

(6)過去の懇話会における提言 ②令和2年度

【懇話会の提言より】：改定の有無及び改定水準について

- 水道事業については、当面の経営体力は保持しているものの、現行水道料金を維持した場合、今後、危機的状況になることから水道料金の改定が必要である。
- 利用者の負担を考慮すれば、今回値上げしないパターンを選択は得策ではなく、避けるべき、最終的に、平準化された改定水準7.4%(平均改定率)を採用との意見でまとまりました。

懇話会が改定率を7.4%にした理由

	R4	R8(参考)	説 明
パターン①	0%	0%	今後改定をしないパターン。 現金預金残高は令和7年度に15億円を下回り、令和9年度にはマイナスとなる。
パターン②	0%	32.7%	令和4年度に改定を行わないパターン。令和7年度に15億円を下回るため、令和8年度に確保すべき現金預金残高を回復させるために令和8年度に大幅な値上げが必要となる。
パターン③	5.7%	10.8%	令和11年度まで15億円以上の現金預金確保を前提に令和4年度の改定率を極力低くしたパターンで、パターン⑤の1/2としたパターン。
パターン④	7.4%	7.4%	令和11年度まで15億円以上の現金預金確保を前提に、令和4年度と8年度の改定率を均等平準化したパターン。
パターン⑤	11.4%	0%	令和4年度のみ改定するパターン。 早めに大きく上げることで料金改定の周期を伸ばすことができる。

提言を踏まえ基本料金については、現行基本料金に7.2%を乗じる一律改定としました。

- 従量料金については、算定要領に基づき均一型料金(148円)を算出し、それを基準額とした上で、現行5つの水量区画の内、基準額を下回る2区画の料金(1m³～10m³及び11m³～20m³)を同額改定しました。

水量	現行料金	改定案	増加額
1m ³ ～10m ³	80円	88円	8円
11m ³ ～20m ³	130円	138円	8円
21m ³ ～30m ³	180円	180円	0円
31m ³ ～70m ³	230円	230円	0円
71m ³ ～	270円	270円	0円

7. 本懇話会のスケジュール案

(1) 本懇話会のスケジュール案

- 本懇話会のスケジュール案としては、以下の図表の時期とテーマ案を想定しています。

懇話会の開催時期	懇話会におけるテーマ案
第1回懇話会(令和6年6月26日)	水道・下水道事業の概要について
第2回懇話会(令和6年7月30日)	財政推計と今後の方向性について
第3回懇話会(令和6年10月8日)	改定の有無と改定水準について
第4回懇話会(令和6年11月12日)	水道料金・下水道使用料の体系について(注1)
第5回懇話会(令和7年1月14日)	提言(案)について
第6回懇話会(令和7年2月4日)	予備日

注1: 水道料金又は下水道使用料について、改定する方向で意見集約された事業について検討する。